

再生可能エネルギー発電事業と地域環境との調和に関する条例(案)の概要に関するパブリックコメント実施計画

1 趣旨、目的及び背景

国においては、2021年10月に策定されたエネルギー基本計画(第6次)で2050年カーボンニュートラルに向けた長期展望と、それを踏まえた2030年度の新たな温室効果ガス排出削減目標に向け、今後のエネルギー政策の進むべき道筋を示し、再生可能エネルギーについては、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促すことを基本方針としています。

また、熊本県では、2020年12月に策定された第2次熊本県総合エネルギー計画において、本市においては、2019年3月に策定した第2次天草市環境基本計画により再生可能エネルギーの導入推進の取り組みを進めています。

導入推進により全国的に再生可能エネルギー発電事業が増加しており、天草市内における住宅用を除いた整備状況は、令和4年4月末現在、稼働中の太陽光発電事業は263箇所、風力発電事業は3箇所、建設(計画)中の太陽光発電事業が114箇所、風力発電事業が2箇所となっています。

一方で、事業者と住民との間で自然環境や生活環境にかかるトラブルが発生している事例が全国各地において見受けられます。

本市においても、一部、事業区域内の管理不足による近隣の環境への影響が発生したり、事業者から隣接する住民への説明不足により、不安を抱えて市へ相談される事例など行政への相談件数も増加しつつあります。

住民トラブルを未然に防止するには、事業者と市民がコミュニケーションをとり十分な関係構築を行うなど、再生可能エネルギー発電事業と地域を取り巻く環境との調和を図ることが必要であり、市の関与も求められます。

これまで、市は、再生可能エネルギー発電事業においては、森林法や天草市災害防止条例等の関係法令に基づき各担当部署が関与しておりましたが、事業者からの事業の計画に関する届出を義務づけ、市の窓口の一本化や緊急時等の連絡体制の整備を図るとともに事業者と市民とがコミュニケーションを取ることができる仕組みづくりを行う必要があると考えられます。

そのため、事業者と市民が十分な関係構築を行えるよう再生可能エネルギー発電事業と地域環境との調和に関する条例の制定を目指して検討を進めています。

この条例に市民等の多様な意見及び情報(以下「意見等」という。)を反映させるとともに、条例の形成過程における公平性及び透明性の向上を図るため、パブリックコメントを実施します。

2 意見等を提出できる人

- ・ 市内に住所を有する人
- ・ 市内に事務所又は事業所を有する人及び法人その他の団体
- ・ 市内の事務所又は事業所に勤務する人
- ・ 市内の学校に在学する人
- ・ 本事案に利害関係を有する人

3 意見等の提出期間

令和4年6月28日（火）から令和4年7月27日（水）まで

4 意見等の提出方法

持参、郵送、ファックス又は電子メールとし、口頭、電話による意見の受付及び個別の回答は行いません。

ただし、提出された意見に対する天草市としての見解を後日、市ホームページで公表します。

5 閲覧場所

- ・ 本庁市民環境課
- ・ 牛深支所市民生活課
- ・ 各支所まちづくり推進課
- ・ 市ホームページ

6 閲覧資料

再生可能エネルギー発電事業と地域環境との調和に関する条例（案）の概要

7 意見等の提出先

- ・ 持参 本庁市民環境課、牛深支所市民生活課、各支所まちづくり推進課
- ・ 郵送 〒863-8631 天草市東浜町8-1 天草市役所市民環境課
- ・ FAX 0969-23-0677
- ・ 電子メール shiminkankyo@city.amakusa.lg.jp

8 意見書（参考様式）

再生可能エネルギー発電事業と地域環境との調和に関する条例（案）の概要への意見書

※意見等の提出は、任意の様式でも構いませんが、この様式と同様の内容を記入し、提出してもらいます。